

議第 4 号

「岐阜県中学校部活動指針」及び「岐阜県高等学校部活動
ガイドライン」について

「岐阜県中学校部活動指針」及び「岐阜県高等学校部活動ガイドライン」を
別紙のとおり定めるものとする。

平成 31 年 3 月 5 日提出

岐阜県教育委員会

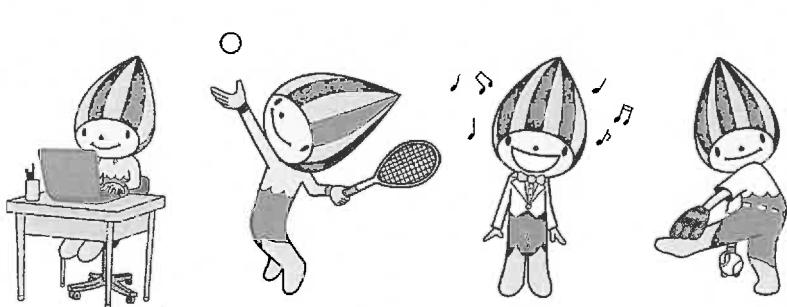
教 育 長 安 福 正 寿

(提案理由)

「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成 30 年
12 月 文化庁）」策定を受け、「岐阜県中学校運動部活動指針」を改め
「岐阜県中学校部活動指針」とし、「岐阜県高等学校運動部活動ガイド
ライン」を改め「岐阜県高等学校部活動ガイドライン」とする。

岐阜県中学校部活動指針

平成31年3月
岐阜県教育委員会



清流の国ぎふ

目 次

「岐阜県中学校部活動指針」の策定に当たって	1
(1) これまでの経緯	1
(2) 本指針策定の趣旨	1
(3) 全体構成	2
岐 阜 県 中 学 校 部 活 動 指 針	3
[1] 基本方針	3
[2] 運 営	5
[3] 管 理	7
[4] 指導体制	9
[5] 配慮事項	11

「岐阜県中学校部活動指針」の策定に当たって

(1) これまでの経緯

- 岐阜県教育委員会では、平成27年8月から平成28年2月にかけて市町村教育委員会や中学校の代表者、岐阜県中学校体育連盟代表者、有識者等で構成する「岐阜県中学校運動部活動検討会（以下、検討会）」を開催し、運動部活動をめぐる諸課題に対応し、健全な運動部活動を推進していくための運営や指導の在り方等の議論を重ねてきました。
- 検討会を経て、平成28年6月に運動部活動のあるべき姿を描き、運営・指導において必要である又は配慮が望まれる基本的な事項、留意点を整理した「岐阜県中学校運動部活動指針」（以下、運動部活動指針）を策定しました。
- 運動部活動指針では、運動部活動をめぐる課題解決の視点を以下の3点とし、基本方針として位置付けました。
 - ・生徒自らの意思で決定する運動部活動は、教育活動の一環として位置付き、個性や能力の伸長を図るものである。
 - ・教員の部活動指導に対する負担感を軽減し、指導業務のバランスを図ることによって、部活動に対する指導意欲等を高め、生徒が自立して取り組む力を育成するための指導を充実する。
 - ・生徒の自主的・自発的な活動の場の充実に向けて、学校、家庭、地域の役割を明確にした上で必要な連携を図り、地域の特色を生かして取り組む。
- 岐阜県教育委員会は、運動部活動指針の施行計画期間を平成30年度までの3年間とし、各市町村及び学校における進行管理を行うとともに、平成30年3月にはスポーツ庁が「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定し、全国の運動部活動の在り方にに関する抜本的な改革方針を示したことや、同年7月には夏季の運動部活動における熱中症事故の防止等、生徒の安全確保に向けた取組を強化することが急務になったことを受け、運動部活動指針の改定を重ねてきました。

(2) 「岐阜県中学校部活動指針」の策定の趣旨

- 岐阜県教育委員会は、運動部活動指針策定後3年間にわたり各学校における運動部活動及びクラブ活動等の実施状況調査を実施し、運動部活動指針の進行管理と運動部活動をめぐる課題解決について総括してまいりました。
- その結果、各学校の運動部活動の活動方針の策定及び公開や、適切な活動時間及び休養日の設定、部活動指導員の活用等、運動部活動指針の具現化を進めることによって、運動部活動をめぐる課題解決に一定の効果を果たしていることが明らかになりました。
- 一方で、少子化や教員の働き方改革の影響を踏まえた部活動の在り方等、中学校の部活動をめぐる課題は、ますます複雑化・多様化しており、これまでと同様の運営体制では維持は難しくなってきており、学校や地域によっては存続の危機に直面しています。
- 県内では、既に合同部活動や総合型地域スポーツクラブなどと連携を図った活動、あるいは生徒が希望する部活動の有無を理由に中学校の選択を認めるなど、生徒のスポーツ活動の場を保障するための試みが始まっており、将来においても、学校の教育活動の一環として、生徒の生きる力を育成し、豊かな学校生活を実現させる役割を果たす基盤として、運動部活動を持続可能なものとする必要があります。

- 一方、文化部活動については、運動部活動指針「5－（4）文化系部活動との関連」にて、「本運動部活動指針の基本方針を踏まえて、文化系部活動の運営や指導に当たる。」としているところです。
- 平成30年12月に、文化庁は、運動部活動と文化部活動の区別をすることなく、部活動全体を通じた方針として策定している自治体や学校も見られる状況を踏まえ、運動部活動ガイドラインに定めた内容をベースとして「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定しました。
- 岐阜県教育委員会でも、部活動は「学校教育の一環として」行われるものであることから、今回、文化部活動の特性を踏まえながら、部活動一般の在り方についても留意しつつ、運動部活動指針をベースにして「岐阜県中学校部活動指針」（以下、本指針）を策定することにしました。
- 本指針は、その内容を踏まえて、各市町村教育委員会、学校、指導者（顧問の教員・部活動指導員及び外部指導者）が、学校や地域の実情にも配慮しながら、持続可能な部活動の実現に向けて活動の内容や方法について必要な検討、見直し、創意工夫、改善、研究を進め、それぞれの特色を生かした運営・指導を行うことを願うものです。

（3）全体構成

- 本指針では、基本方針に基づき、生徒の主体性を尊重し、参加の効果を一層高めるための運営の在り方、バランスのとれた生活や成長のための管理にかかる活動基準を示すとともに、学校や地域の実態に応じた適切な指導体制の在り方を示しています。

【基本方針】

スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資する運営・指導に徹することにより、生徒の個性や能力の伸長を図る部活動

【運 営】 生徒の主体性を尊重して、参加の効果を一層高めるための運営

【管 理】 バランスのとれた心身の成長、学校生活を送るための管理

【指導体制】 学校や地域の実態に応じた適切な指導体制

【配慮事項】

基本方針に基づく運営・管理・指導体制の整備に当たって配慮すべき事項

〈注〉 本指針において、運動部活動に限定されることについては「運動部活動」、運動部以外の全ての部活動に限定されることについては「文化部活動」と表記しています。

岐阜県中学校部活動指針

1 基本方針

生徒の生きる力を育成し、豊かな学校生活を実現させる教育活動の一環として部活動を位置付け、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資する運営・指導に徹することにより、生徒の個性や能力の伸長を図る。

(1) 教育活動の一環としての位置付け

○部活動の意義

- ・部活動は、生徒がスポーツや文化及び科学等に親しみ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等に資するものである。

○部活動への参加

- ・中学校の学習指導要領（平成29年3月告示。2021年4月施行。）の総則において、部活動は、「生徒の自主的、自発的な参加により行われる」とあるように、部活動は同好の生徒の自主的・自発的な参加により行われるものである。
- ・こうした学習指導要領の趣旨を踏まえ、各学校においては、生徒の自主性を尊重し、部活動への参加を強いることがないよう、留意しなければならない。

○ 生徒の生きる力を育成し、豊かな学校生活を実現させる役割

- ・部活動は、学校教育の一環として、教育課程との関連を図った指導を行うことにより、生徒に下記のような様々な効果をもたらし、生きる力の育成、豊かな学校生活を実現させる役割を担うものである。
 - ① 運動部活動は、スポーツの楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続する資質や能力を育て、体力の向上や健康の増進につながる。文化部活動は、生涯にわたって学び、芸術文化等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動等を通して、豊かな心や創造性の涵養につながる。
 - ② 自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成するとともに、自己の力の確認、努力による達成感、充実感をもたらす。
 - ③ 互いに競い、励まし、協力する中で友情を深めるとともに、学級や学年を離れて仲間や指導者と密接に触れ合うことにより、学級内とは異なる人間関係の形成につながる。

(2) 生徒が自立して取り組む力を育成するための指導の充実

○ 生徒の自主的、自発的な活動を促す指導

- ・部活動は、個々の生徒が興味・関心や適正等に基づき、中学校3年間を通して継続的に取り組もうとする運動種目や芸術文化等の分野・活動等を自らの意志で決定し、個性や能力の伸長を図るものである。

- ・指導に当たっては、技能・記録の向上や大会等での好成績、集団における役割や仲間との人間関係づくり等の目標や課題を自ら設定し、その達成、解決に向けて、仲間と共に考え、判断して実践につなげるといった自立して取り組む力を、発達の段階に応じて育成する。

○ 効果的な運営・管理及び指導体制の充実

- ・部活動指導のための時間外勤務の縮減等、中学校における教員の負担感を軽減するための運営及び管理に関する活動基準を明確にし、指導業務のバランスを図ることで、個々の生徒の個性や能力の伸長を図り、発達の段階に応じて自立して取り組む力を育成するための指導の充実を図る。
- ・競技や実技等の経験がない、あるいは指導経験の浅い教員が顧問となる部においても、専門的な技術指導等が保障されるよう、地域の専門的な技術指導力を有する部活動指導員¹ や外部指導者²の活用を含めた適切な指導体制を構築する。

(3) 地域の特色を生かした学校、家庭、地域の役割と必要に応じた連携

○ 指導目標及び方針の明確化

- ・市町村教育委員会は、本指針を参考に、「設置する学校に係る部活動の方針」³を策定する。
- ・校長は、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動について、生徒の多様な部活動へのニーズや意見を把握し、中学校3年間を通して自立して取り組む力を育成できるよう、学校の教育目標の具現につながる指導目標及び方針を策定し、公表する。
- ・学校における部活動の指導目標及び方針の策定に当たっては、校長のリーダーシップのもと、学校組織全体で検討して作成する。また、日常の運営、指導においても、校長が適切な指示をし、顧問⁴の教員等の間で意見交換、指導の内容や方法の研究、情報共有を図る。
- ・校長は、生徒に対して、各部内のみならず校内の各部の部長やキャプテン等が横断的に活動の在り方等について意見や情報を交換するよう促す。また、活動を通して生徒の意見等を把握する中で、適宜、目標、計画等を見直す。
- ・顧問は、指導計画の作成に当たって、部活動と関係教科や道徳科、特別活動等の教育課程内の指導との関連を図るよう配慮するとともに、生徒とも意見や情報を交換し共通理解を図る。また、部活動の中で見られる生徒のよさや努力の姿を多面的にとらえるなど生徒理解に努め、そのことを学級担任や他の教員と共有し、部活動以外の教育課程内での指導や日常の生徒指導に生かす。さらに、これらの活動を通して生徒の意見等を把握し、成果を検証していくP D C Aサイクルによって、適宜、目標、計画等を見直す。

○ 指導目標及び方針等の家庭・地域との共有

- ・校長は、生徒の自主的、自発的な活動の場の充実に向けて、部活動、保護者等が運営するクラブ、総合型地域スポーツクラブや芸術文化関係団体・社会教育関係団体等の役割を明確にし、必要に

1 部活動指導員：学校教育法施行規則第78条の2に規定する、校長の任命を受け、部活動の技術指導や大会への引率等を単独で行うことができる非常勤職員

2 外部指導者：当該校の教職員・部活動指導員以外で、その運動部活動の支援のために、市町村、若しくは校長が委嘱している指導者

3 「設置する学校に係る部活動の方針」：運動部活動と文化部活動を別にして策定することも考えられる。

4 顧問：当該校において、その部活動を担当する教職員及び部活動指導員

応じて連携を図りながら、学校や地域の実態に応じて特色ある部活動に取り組む。

- ・校長は、各部に所属する生徒全員の保護者で構成する保護者会（以下、「保護者会」という。）を組織し、PTA総会や保護者会、また、地域の関係者に対して、学校の指導目標及び方針、各部の活動目標及び方針、計画等を丁寧に説明し、理解を得る。
- ・顧問は、中学校3年間や各学年等での指導（活動）内容とそのねらい、指導（練習）方法、活動の期間や時間等を明確にした計画を作成し、入部の際や保護者会等で生徒や保護者に説明し、理解を得る。
- ・運動部活動において、勝利を目指すこと、今以上の技能の水準や記録に挑戦することは必要なことであるが、大会等で勝つことのみを重視し過重な練習を強いいることがないよう、競技力の向上や選手の育成・強化については、本指針に留意しつつ、スポーツ関係団体との情報交換や連携を図る。
- ・文化部活動においては、本来の活動に加え、週休日等に地域からの要請により地域の行事や催し等に参加したり、運動部の応援として試合に同行したりすることによって、活動時間が長時間に及んだり、休業日がとりづらくなったりしないよう、運動部活動同様、本指針に留意しつつ、関係団体との情報交換や連携を図る。

2 運 営

部活動が生徒の自主的、自発的な参加によるものであることを踏まえ、生徒の多様な部活動へのニーズや意見を把握し、生徒の主体性を尊重して、参加の効果を一層高めるための運営を行う。

（1）学校の地域性や特色を生かした部の設置

○ 学校に設置する部数

- ・校長は、各運動部において複数顧問体制による運営が可能となる部数を設置する。
ただし、男女別に共通の種目を設置する場合に、各顧問1名の他、別の顧問1名が男子部、女子部を兼任するなど、設置する運動種目に応じて弾力的に運営する。
- ・文化部活動の顧問人数については、運動部活動における指導体制と一律に考えるのではなく、設置しようとする文化部活動の活動内容等から、複数顧問体制による運営の必要性を検討し、学校に設置する部活動数を決定する。

○ 設置する運動種目や芸術文化等の分野・活動等の選定

- ・校長は、生徒のニーズや意見を把握するとともに、保護者の意見や地域における総合型地域スポーツクラブや他のクラブ等の設置状況を考慮し、特色を生かした部活動となるよう運動種目や芸術文化等の分野や活動を選定する。

(2) 複数顧問体制による運営

○ 事故等の未然防止と不測の事態への対応

- ・各部には、生徒のけがや事故を未然に防止し、安全な部活動を実現するとともに、不測の事態が発生した場合に適切な対応ができるよう、複数の顧問を置く。ただし、文化部活動の顧問を一人顧問とする場合においては、校外における活動等、活動内容に応じて不測の事態が発生した場合にも適切な対応ができるよう、他の部活動顧問との連携を図り、校内における救急体制を整備しておく。
- ・各部の活動時に、顧問が1人で指導に当たる場合には、外部指導者や同一場所で活動する他の顧問と連携、協力して指導に当たる。

○ 効果的な指導の充実

- ・生徒の意欲や自主的・自発的な活動を促し、参加の効果を一層高めるために、各部の顧問間で指導内容や方法等について十分な共通理解を図り、一貫した指導に努める。

(3) 複数校合同部活動の促進

○ 複数校合同部活動の設置基準

- ・単一校において、希望する生徒はいるが部を設置していない、部は設置しているが部員数が少なく十分な活動ができない、また、専門的な指導ができる顧問がないなどの運営上の問題がある場合に、近隣校と連携・協力し、複数校合同（同一市町村内において、校数を問わず部を合同設置する拠点校方式を含む。）で部活動を設置し、行うことができるようにする。

＜複数校合同部活動を行う場合の原則＞

- ① 希望する中学校に、それぞれ部を設置し、顧問を置いている。
- ② 中学校、生徒、保護者共に希望している。
- ③ 顧問又は保護者の引率により、安全に移動ができる。
- ④ 関係校の校長が、互いに承認している。
- ⑤ 関係校間で、指導目標及び方針、指導計画等の調整を行い、共通理解を図る。

○ 複数校合同部活動の運営上の留意点

- ・複数校合同部活動は、希望する運動種目や芸術文化等の分野・活動等をやりたいという生徒の願いに応えるための措置であり、例えば、競技力や技術力の高い生徒を集め強いチームを編成するといった勝利至上主義を目的とするものではないことに十分留意する。
- ・複数校合同部活動を実施する際には、活動中の事故防止とともに、移動中の事故防止についても十分注意する。
- ・運動部活動において複数校が合同で構成したチームの大会参加については、出場する大会要項等の規定⁵に従う。文化部活動において複数校合同グループの参加、学校と連携した地域の団体等の参加についても、参加する大会等の規定に従う。

5 大会要項等の規定：複数校合同チーム参加規定 <チームの編成基準> 第3条 2 編成条件

双方の学校の学校教育計画に基づいて活動しており、合同練習も計画的に実施されていること。

双方の学校は岐阜県中学校体育連盟に加盟していること。

当初から合同チームを編成する目的で、活動実績のない臨時的に設置された部活動を含む合同チームは認めない。

（岐阜県中学校体育連盟）

(4) 活動時間をバランスよく確保するための週時程等の工夫

○ 教育課程外の教育活動の重点化

- ・平日の部活動の計画に当たっては、部活動を実施する日としない日を設けるなど、同一週内における教育課程外の教育活動の重点化を図るとともに、「部活動の日」として設定した曜日の日課を工夫するなどして、ある程度まとまった活動時間を確保できるようにする。

3 管理

成長期にある生徒のスポーツ障害や事故を防止するとともに、生徒が多様なものに目を向け、学習にも集中して取り組めるようにするなど、バランスのとれた心身の成長、学校生活を送ることができるようとする。

また、顧問となる教員の負担軽減にも配慮する。

(1) 活動時間や休養日等、適切な活動基準の設定

○ 活動時間

<平 日>

- ・始業時刻前に活動を行う場合は、成長期に欠かせない十分な睡眠時間の保障、朝食喫食ができるよう、生徒の自主的な練習を含め、開始時刻を午前7時30分以降とする。
- ・放課後の活動終了時刻は、各学校が生徒の下校時の安全確保ができるよう、日没時刻を考慮して学校が設定する。
- ・1日の活動時間は、長くとも2時間程度とする。

<休 日>

- ・1日の活動時間は半日以内（3時間程度）とし、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うとともに、対外試合等もできる限り終日に渡らないよう配慮する。
- ・部活動の指導業務に当たる時間は、原則一ヶ月に15時間程度とする。
(ただし、大会等を除く)。

○ 休養日

<平 日>

- ・5日間のうち1日以上の休養日を設ける。

<休 日>

- ・休日に部活動を行う場合は、生徒の家庭や地域における活動を保障するよう、土曜日・日曜日のいずれかを休養日とする（第3日曜日の「家庭の日」は原則として休養日とする）。
- ・大会や対外試合等で休日に連続して活動する場合は、翌日に休養日を設ける。

○ 大会及び対外試合等への参加

- ・生徒への配慮とともに、保護者の負担も考慮し、年間を通して参加する大会や対外試合、文化芸術等の大会を精選し、計画的に参加する。
- ・年末年始やお盆期間等は、生徒の家庭や地域の行事等への参加を保障するよう、活動日を設けない。

○ 長期休業中の活動

- ・学期中の活動基準を踏まえ、各学校が、無理のない活動日を設定する。
- ・生徒が十分な休養をとることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

○ 顧問となる教員の休養日

- ・休日のどちらか1日を含め、1週間のうち2日間は必ず休養日を設ける。

(2) 生徒の心身の健康管理と事故防止

○ 生徒の健康管理

- ・顧問は、保健調査票や運動器検診等の健康診断の結果、保護者からの情報提供により、個々の生徒の既往症等の健康状態を事前に把握するとともに、活動中に声を掛け、生徒の反応を見て、疲労状況や精神状況を把握しながら指導する。
- ・顧問は、計画的な活動により、各生徒の発達の段階、体力、習得状況等を把握し、無理のない練習や活動となるよう留意する。

○ 事故の未然防止

- ・校長は、けがや事故を未然に防止し、安全な部活動を実現するため、全ての顧問が通信機器を用いた救急機関等への連絡の手順と方法等、救急救命法やAED（自動体外式除細動器）の適切な使用方法について十分理解し、緊急時に適切に対応できるよう、学校全体としての安全管理体制を整備する。
- ・顧問は、施設設備、用具等の定期的な安全確認を行うとともに、生徒の活動状況を常に確認し、けがや事故防止のための安全管理に努める。
- ・顧問は、生徒自身が、安全に関する知識や技能について、保健体育等の授業で習得した内容を活用、発展させたり、新たに身に付けさせたりして、積極的に自分や他人の安全を確保することができるよう指導する。
- ・対外試合や大会等への参加における移動については、原則、公共交通機関を使用する。

○ 熱中症事故の未然防止

- ・市町村教育委員会及び校長は、学校の部活動において、熱中症事故の防止等、生徒の安全確保に万全の対策を講じる。
- ・気象庁の高温注意情報が発せられた当該地域・時間帯における屋外の活動は原則として行わない。

- ・大会等の主催者は、高温や多湿時⁶において、大会等が予定されている場合については、大会の延期や運営の見直し等、柔軟な対応を行う。
- ・顧問は、高温や多湿時の広域的な大会等に止むを得ない事情により参加する場合には、参加生徒数の配慮⁷及び健康観察、こまめな水分・塩分の補給や休憩の取得、観戦者の軽装や着帽等、生徒の健康に関する管理と教育を徹底する。
- ・顧問は、熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期の水分・塩分の補給や体温の冷却、病院への搬送等、適切な対応を徹底する。

4 指導体制

生徒の自主的、自発的な活動の場の充実に向けて、部活動、保護者等が運営するクラブ、総合型地域スポーツクラブや芸術文化関係団体・社会教育関係団体等の役割を明確にした上で、必要に応じた連携を図り、学校や地域の実態に応じた適切な指導体制を整備する。

(1) 部活動指導員及び外部指導者の発掘・活用の工夫

○ 部活動指導員及び外部指導者の発掘

- ・市町村教育委員会は、競技や実技等の経験がない、指導経験が浅い教員が顧問となる場合の専門的な技術指導や生徒のニーズ等に応じた指導の充実を図るために、関係団体や総合型地域スポーツクラブ等との情報交換等により、地域における部活動指導員及び外部指導者の発掘に努める。

○ 部活動指導員及び外部指導者の活用

- ・部活動指導員を配置する場合には、市町村教育委員会が地方公務員である非常勤職員として任用し、学校長の指揮命令下で勤務することが必要である。
- ・外部指導者を各部活動に活用する場合には、市町村教育委員会、若しくは校長が、年度ごとに委嘱を行う。
- ・外部指導者の委嘱をする場合には、学校の指導目標及び方針、各部の活動目標及び方針、指導計画、具体的な指導内容や方法、生徒の状況、事故が発生した場合の対応等について、校長、顧問と外部指導者との間で十分な調整を行い、外部指導者の理解を得るとともに、相互に情報を共有する。

＜外部指導者との共通理解の場＞

- ・学校（校長、各顧問等）、各部保護者代表、全外部指導者による「三者代表者会」
- ・各部ごとの顧問、全保護者、外部指導者による「三者連携会議」

6 高温や多湿時：熱中症予防の湿度指標として、WBGTが用いられます。WBGTは気温（乾球温度）、湿度（湿球温度）と輻射熱（黒球温度）の3要素から算出され、WBGT 31℃以上では、「特別の場合以外は運動を中止する。特に子どもの場合には中止すべき。」とされています。

（「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」 公財 日本スポーツ協会）

7 参加生徒数の配慮：熱中症事故には、大会中の応援や補助員の生徒が該当している事案も複数あることから、試合等に出場する最小限の生徒数で参加することを表しています。

(2) 保護者等が運営するクラブ・総合型地域スポーツクラブの位置付け

○ 保護者等が運営するクラブの位置付け

- ・保護者会や地域の専門的な技術指導を有する社会人指導者⁸ によって運営・指導がなされる活動は、学校管理下外の社会活動（以下、「クラブ活動」という。）である。

○ 総合型地域スポーツクラブの位置付け

- ・県が認める総合型地域スポーツクラブは、3つの要素（多種目、多世代、多目的）を含んだプログラムにより、誰もが生涯にわたって、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会を実現させる役割を担う。

○ 部活動とクラブ活動・総合型地域スポーツクラブとの連携

- ・校長及び顧問は、保護者会及び社会人指導者に対して、学校が運営・指導する部活動の役割を丁寧に説明し理解を得た上で、クラブ活動の位置付けを明確にした活動が行われるよう配慮し、必要に応じて連携を図る⁹。
- ・校長は、地域における総合型地域スポーツクラブの設置状況、設立の趣旨や目的、対象等の運営方針を代表者との情報交換によって把握し、実情に応じて運動部活動との連携を図る。

(3) 体罰の根絶等、指導者の資質向上

○ 部活動に関わる指導者の資質向上

- ・校長、顧問、外部指導者は、いかなる理由があっても、部活動での指導で体罰等を正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識をもち、体罰等のない指導に徹する。
- ・体罰等を行った顧問に対しては、当該部活動の指導を中止するとともに、市町村教育委員会の指導の後、県教育委員会が厳正に対処する。
- ・外部指導者が体罰等を行った場合には、市町村教育委員会または校長は、その委嘱を解き、部活動への指導に当たらせない。
- ・顧問及び外部指導者は、当該運動種目や芸術文化等の分野・活動等における技術的な指導とともに、生徒の発達の段階や成長による変化、心理、生理、栄養、休養等に関する幅広い知識や技能を継続的に習得し、多様な面での指導力を身に付け、向上させる。

○ 指導者の資質向上を図るための研修会等の開催

- ・県教育委員会は、スポーツ医・科学の研究の成果を積極的に習得し、効果的な指導及びスポーツ障害の防止等に活用できるよう、管理職、顧問及び外部指導者を対象とした研修会等を開催する。
- ・校長は、顧問が上記講習会等に積極的に参加できるよう配慮する。

⁸ 社会人指導者：顧問及び外部指導者（市町村、若しくは校長が委嘱）以外で、保護者会等が委嘱している指導者

⁹ 連携を図る：「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について」（平成29年12月18日 公益財団法人日本体育協会）において、研究等が競技レベルや活動場所を限定しているものではないことを踏まえた上で、「休養日を少なくとも1週間に1～2日設けること、さらに、適当たりの活動時間における上限は、16時間未満とすることが望ましい」ことが示されている。

（「運動部活動に関する総合的なガイドライン」平成30年3月スポーツ庁）

(4) 指導経験の浅い顧問に対する指導技術の向上

○ 指導経験の浅い顧問の指導技術の向上

- ・顧問は、担当教科等や生徒指導上の指導内容や方法の研究と同様に、部活動での指導内容や方法等についても、学校内や地域における顧問同士で共同して研究したり、研究成果を情報共有したりして指導技術の向上に努める。

○ 指導経験の浅い顧問の指導技術の向上を図るための講習会等の開催

- ・県教育委員会は、初めて運動部活動を担当する顧問や指導経験の浅い顧問のニーズを把握し、大学等の研究者、関係団体、専門的な技術指導力を有する教員等の協力を得て、効果的な指導技術を学ぶ講習会等を開催したり、指導の参考となる手引き等を配付したりして、指導技術の向上を図る機会と場の充実に努める。
- ・校長は、指導経験の少ない顧問が上記講習会等に積極的に参加できるよう配慮する。

5 配慮事項

基本方針に基づく部活動の運営・管理、指導体制の整備に当たって配慮すべき事項

(1) 部活動への参加

○部活動への参加の在り方

- ・部活動への参加については、生徒一人一人の意思を大切にすることが必要であり、自主的・自発的な参加を原則とし、部活動への参加が強制にならないようにする。
- ・校長は、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等部活動の教育的効果から、学校や地域の実情に応じて、生徒全員への参加を勧めるに当たっては、個々の生徒の家庭や地域における活動が優先されるよう十分配慮する。
- ・各部の顧問は、所属する第3学年の生徒の岐阜県及び各都市中学校体育連盟（以下、「中体連」という。）が主催する「中学校総合体育大会」への登録・出場、文化芸術等の大会等への参加に配慮するなど、どの生徒も自らの意思で運動種目や芸術文化等の分野・活動等を選択し、中学校3年間を通して継続的に取り組んだ成果が確認でき、達成感や充実感がもてる機会・場の設定に努める。

(2) 関係機関・団体等との連携

○ 岐阜県中学校体育連盟との連携

① 中学校における運動部活動の在り方の共通理解

- ・県教育委員会は、県内の運動部活動に取り組む中学生にとって最大限の教育的効果を生む運動部活動となるよう、本指針に示す中学校における部活動の在り方やそれに基づく中学校総合体育大会の運営等の在り方、体罰等の根絶を目指した指導の在り方等について、県中体連と十分な共通理解を図る。

② 複数校合同部活動の促進

- ・2. (3) 「複数校合同部活動の促進」(再掲)
- ・県教育委員会は、「複数校合同チーム」の規定について、大会参加のための救済措置ではなく、学校や地域の特色を生かした「複数校合同部活動」の設置が促進されるよう、中体連と早期実現を目指した連携を図る。

③ 岐阜県中学校総合体育大会への参加

- ・校長は、運動部を設置していない中体連加盟種目について、学校管理下外のスポーツ関係団体等で活動している生徒が、中体連主催大会への参加を希望する場合は、一時的に部を設置し、顧問が監督として大会に参加できるよう配慮する。

○ 関係機関・団体等との連携

① 部活動指導員及び外部指導者の発掘

- ・4. (1) 部活動指導員及び外部指導者の発掘・活用の工夫(再掲)
- ・県教育委員会は、部活動指導員及び外部指導者の活用が促進されるよう、関係団体等との情報交換等により、各地域における専門的な技術や知見等を有する指導者の情報等を把握し、市町村教育委員会等への情報提供に努める。

② 中学生の競技力の向上、選手の育成・強化

- ・県教育委員会は、中学生の競技力の向上、選手の育成・強化について、関係機関やスポーツ関係団体等との情報交換や連携を図る。

③ 地域におけるスポーツ環境や芸術文化等の活動に親しむ機会の充実

- ・県教育委員会は、中学生期のスポーツ環境の整備が促進されるよう、地域におけるスポーツクラブの充実、活性化について、関係機関・団体との情報交換や連携を図る。
- ・県教育委員会は、地域における持続可能な芸術文化等の活動のための環境整備について、社会教育施設や文化施設、各種団体や関係機関との情報交換や連携を図る。

(3) 適切な会計管理

○ 部費等の徴収

- ・中学校は、保護者が負担する部費等の経費について、保護者会等において目的や使途等を明確に示し、理解を得て徴収する。

○ 部費等の管理

- ・部費等の保管方法は、口座管理とし、できる限り現金を取り扱わない。
- ・会計処理は、保護者会が行うものとし、執行や会計について保護者会で承認を得る。

○ 物品等の購入にかかる業者の選定

- ・物品購入に関しては、保護者会等で業者の選定を公正に行うとともに、選定の経過を明確にする。
- ・また、価格についても保護者に過重な負担とならないよう留意する。

岐阜県高等学校部活動ガイドライン

**平成31年3月
岐阜県教育委員会**

目 次

1 ガイドライン策定の趣旨等	· · · · · P 1
2 部活動の意義と役割	· · · · · P 2
(1) 部活動の意義	
(2) 運動部活動の役割	
(3) 文化部活動の役割関わる	
3 適切な運営のための体制整備	· · · · · P 3
(1) 学校における部活動の方針の設定	
(2) 指導・運営に係る体制の構築	
4 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組	· · · · · P 4
(1) 適切な指導の実施	
(2) 部活動用指導手引の普及・活用	
5 適切な活動基準の設定	· · · · · P 6
6 生徒のニーズを踏まえた環境の整備	· · · · · P 7
(1) 合同部活動等の生徒のニーズを踏まえた部の設置	
(2) 地域との連携等	
7 学校単位で参加する大会等の見直し	· · · · · P 8
8 終わりに	· · · · · P 8

資 料

- 資料 1 「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（スポーツ庁）
- 資料 2 「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（文化庁）
- 資料 3 「学校の部活動に係る活動方針」様式
- 資料 4 「年間計画表・月間計画表」様式

1 ガイドライン策定の趣旨等

生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動は、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものとして学校教育の一環として行われ、本県のスポーツ、文化、科学等の振興を大きく支えてきた。

県教育委員会は、高等学校の運動部活動が、生徒の「生きる力」の育成に一層貢献できるものになるよう、平成25年6月に「これから運動部活動」を策定し、研修・講義等においてその活用を周知し、運動部活動の充実と適正化を図ってきた。

しかし、社会・経済の変化等に伴い、教育等に関わる課題は複雑化・多様化し、生徒の教育環境を取り巻く状況も大きく変化しており、学校や教員だけでは解決することができない課題が増えている。

とりわけ、少子化が進展する中、部活動においては、教員の長時間勤務の主な要因になっていることや、適切な休養が設定されず、行き過ぎた活動によるスポーツ障害等への懸念があるなど、従前と同様の運営体制では維持が難しくなってきており、学校によっては存続の危機にあるところもみられる。

運動部活動については、全国の生徒が生涯にわたる豊かなスポーツライフを実現する資質・能力をはぐくむ基盤として、運動部活動を持続可能なものとし、生徒や保護者のニーズに応じた活動ができるよう、平成30年3月にスポーツ庁が「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（資料1）を策定し、これを踏まえた活動方針の策定を都道府県教育委員会等に求めた。

県教育委員会は、「教職員の働き方改革プラン」を策定し、教員の業務負担軽減の一つとして部活動における休養日の設定や外部人材の活用を進めてきたが、生徒や教員にとって望ましい運動部活動の環境を構築するという観点に立ち、運動部活動の大きな改革の一歩として、平成30年12月に「岐阜県高等学校運動部活動ガイドライン」を作成した。

また、文化部活動についても、地域や学校、分野、活動目的等に応じた多様な形で最適に実施されるよう、平成30年12月に文化庁が「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（資料2）を策定し、これを踏まえた活動方針の策定を都道府県教育委員会等に求めた。

こうしたことから、県教育委員会は高等学校における部活動全般の在り方についてるべき基本的指針として、運動部活動、文化部活動それぞれの特質に留意しつつ、再整理することとした。

各学校においては、本ガイドラインの趣旨を十分理解し、本ガイドラインを踏まえた運営や、具体的な指導の在り方、活動内容及び方法について検討、見直し、創意工夫、改善を進め、それぞれの特色を生かした取組を行うことにより、県内の部活動が今後も持続可能なものとして、一層充実が図られることを期待する。

2 部活動の意義と役割

(1) 部活動の意義

高等学校教育における部活動は、高等学校学習指導要領総則に、下記のように示されている。

生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との連携が図られるよう留意すること。その際、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携など運営上の工夫を行うようにすること。

上記の内容を踏まえ、学校における部活動は下記のように整理することができる。

○ 部活動の位置付け

学校教育の一環として行われるものである。

○ 部活動の意義

生徒がより高い水準の技能に挑戦する中で、スポーツや文化及び科学等に関する活動の楽しさや喜びを味わい、「生きる力」の育成に大きく貢献するものである。

○ 実施上の留意点と配慮事項

- ・部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであり、参加を強いるものではない。
- ・部活動の指導は、教育課程との関連を図りながら行う。
- ・地域や各種団体と連携を図り、協力を得ることが部活動の充実に繋がる。

県内においても、高校生全体4万3千人に対して、3万8千人（約88%）の生徒が部活動に登録しており、その多くが学校生活の充実や競技力及び技術の向上、人間形成を目指し日々精進している現実がある。

のことから、高等学校における部活動の役割は非常に重要なものであるといえる。

(2) 運動部活動の役割

① 体力向上の面からの運動部活動の役割

全国的に児童生徒の運動・スポーツ離れが叫ばれている中、県内の高校生においても運動習慣の二極化が深刻な問題となっており、運動機会・運動時間の確保の面から運動部活動の役割は大きい。

② 競技力向上の面からの運動部活動の役割

平成24年の「ぎふ清流国体」を契機に、県内スポーツの競技力は飛躍的に向上した。全国高等学校総合体育大会においても、団体個人の上位入賞数は、毎年50近い数を輩出しており、まさしく岐阜県の競技力の屋台骨を支えている状況である。

また、オリンピック・パラリンピック競技大会においても、県内部活動を経験した選手が日本代表として活躍している状況からも、その礎となる高等学校の運動部活動の役割は大きい。

(3) 文化部活動の役割

① 芸術文化等の振興の面からの文化部活動の役割

文化部活動は、生徒が生涯にわたって芸術文化等の活動に親しむ基礎を形成する意義を有するものである。本県高等学校においても、全国で上位に入賞する部がいくつか育ってきていることに加え、岐阜県民文化祭や地域の行事及び催し等への参加は、本県における芸術文化等の振興に大きな役割を果たしている。

② 多様な生徒のニーズの面からの文化部活動の役割

文化部活動は、分野や活動目的、生徒のニーズなど極めて多様である。自らの目標を達成する活動として大会やコンクール、コンテスト、発表会などに積極的に挑戦する生徒もいれば、友人とコミュニケーションや自己肯定感を高める居場所として大切にしている生徒、将来にわたり芸術文化等の専門家としての道を歩む生徒もあり、個性を伸ばし豊かな人間性を育むうえで、高等学校の文化部活動の果たす役割は大きい。

3 適切な運営のための体制整備

(1) 学校における部活動の方針の設定

平成29年度部活動に関する実態調査【H29.10.25 体健第483号】（以下実態調査という。）によると、全ての学校において部活動に関する内規等が設定され、運営がなされている。

一方で、休養日や活動時間については、担当顧問の裁量によるところが多いため、適切な休養日が設定されず、行き過ぎた活動に繋がる恐れがある。

ア 校長は、本ガイドラインに則った「学校の部活動に係る活動方針」等を策定し、毎年度、見直しを図ること。（資料3）

イ 部活動顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出すること。

ウ 校長は、上記活動方針及び活動計画等を公表し、保護者や生徒にも理解を得ること。

エ 県教育委員会は、各学校において部活動の活動方針・計画の策定が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行うものとする。（資料4）

(2) 指導・運営に係る体制の構築

少子化による生徒数の減少が進む傍ら、生徒や保護者のニーズは多種多様になってきており、学校はそのニーズに対応する結果、部活動数の適正化が図れていない。（運動部活動数の推移 H28 1,405部 → H29 1,407部、文化部活動数の推移 H29 647部 → H30 642部）

そのため、複数顧問制が確立している一方、専門的な指導ができずストレスを感じている顧問や、複数の部をかけもつ顧問もみられる。

県教育委員会においても、専門的な指導を行う社会人指導者を派遣することや特別教育活動担当非常勤講師（部活動アシスタント）を配置するなど、その補完に取り組んでいるところである。

ア 校長は、生徒や教員の数及び社会人指導者等の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から、円滑な部活動の運営が実施されるよう、部活動数の調整を図ること。

イ 県教育委員会は、部活動指導員の任用・配置に向け、規則の整備や研修の打ち方等、実施に向け検討し、その具体化を図るものとする。

ウ 校長は、部活動の顧問決定にあたって、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教員の校務分掌や、社会人指導者等の配置状況を勘案した上で行うなど、教員にとって適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理が図られる体制の構築を図ること。

特に、初任者については、教科指導及びそれに関する研修等を最優先とし、部活動指導が過度の負担にならないように配慮すること。

エ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の報告等によって、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行うことができ、教員の過度な負担とならないよう、適宜、指導・是正を行うこと。

オ 県教育委員会は、部活動顧問を対象とする指導に係る知識及び実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする部活動の適切な運営に係る研修等の取組を行うものとする。

カ 県教育委員会及び校長は、相互に連携して、教員の部活動への関与について「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）（H31.1.25 中央教育審議会）」及び「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン（H31.1.25 文部科学省制定）」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行うこと。

4 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

（1）適切な指導の実施

① 体罰等の許されない指導の未然防止

体罰は、学校教育法第11条において明確に禁止されており、生徒の体や心に大きな傷を残す行為である。

県教育委員会では、「これからの中運動部活動」及び「体罰を根絶する学校」（平成25年3月岐阜県教育委員会）、「運動部活動での指導のガイドライン」（平成25年5月文部科学省）に則り、あらゆる研修や講義において部活動における体罰根絶に向けた取組を進めてきた。

ア 校長及び部活動顧問は、部活動の実施に当たっては、上記手引書及びガイドラインの内容を十分理解し、体罰・ハラスメント・不適切な発言等の根絶を改めて徹底すること。

イ 県教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、引き続き支援及び指導・是正を行うものとする。

② 部活動における障害の未然防止を含めた健康管理と事故防止

部活動は、教育活動の一環として学校管理下で行われるものであるため、生徒の健康・安全が最優先されるものである。

独立行政法人日本スポーツ振興センターによる「学校における事故発生件数」は、部活動によるものが約半数を占めている。

ア 校長は、各学校における安全計画や、独立行政法人日本スポーツ振興センター発行の「学校での事故を防ぐために」等を基に、日頃から安全点検や安全指導、危機管理体制の確認等、事故防止に向けた取組を行うこと。

イ 校長は、予期せぬ部活動中の事故やけが、疾病が発生した場合、管理職や部活動顧問及び養護教諭が、学校が備える「危機管理マニュアル」に沿って迅速に対応できるよう、日頃から体制整備をしておくこと。

ウ 運動部活動顧問は、スポーツ医・科学の見地から、トレーニング効果を高めるために休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないことを正しく理解するとともに、生徒の体力向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切にとりつつ、短時間で効果が得られる指導を行うこと。

エ 文化部活動顧問は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解すること。また、生徒の芸術文化等に係る能力向上や、生涯を通じて芸術文化等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能等の向上や大会等での好成績などそれぞれの目標を達成できるよう、各分野の特性等を踏まえた合理的かつ効率的・効果的な練習の積極的な導入等により、休養を適切にとりつつ、短時間で効果が得られる指導を行うこと。

オ 部活動顧問は、適切な健康管理を行い、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行うこと。

力 校長及び部活動顧問は、熱中症事故防止の観点から、「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会）等を参考に、例えば、気象庁の高温注意情報が発せられた当該地域・時間帯における屋外の活動を原則として行わないようする等、適切に対応すること。

キ 県教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行うものとする。

（2）部活動用指導手引の普及・活用

ア 県教育委員会は、中央競技団体や文化部活動に関わる各分野の関係団体等が今後策定する部活動における合理的かつ効果的な活動のための手引（競技・習熟レベルに応じた1日2時間程度の練習メニュー例と週間、月間、年間での活動スケジュールや、効果的な練習方法、指導上の留意点、安全面の注意事項等から構成されるもので、部活動顧問や生徒の活用の利便性に留意した分かりやすいもの）の周知・活用を進めるものとする。

イ 部活動顧問は、今後、上記の指導手引を活用して、4（1）に基づく指導を行うこと。

5 適切な活動基準の設定

部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、公益財団法人日本スポーツ協会（旧公益財団法人日本体育協会）が示す「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究」も踏まえ、授業及びその準備のための時間や生活時間全体とのバランスをみながら、以下の内容を参考に各学校で設定する必要がある。

<設定例>

■ 週当たりの休養日の設定

原則、学期中は、週当たり2日以上の休養日を設ける。（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）

■ 長期休業中の休養日の設定

学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

■ 1日当たりの活動時間

原則、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。

校長は、3（1）に掲げる「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当っては、前述の基準を踏まえるとともに、下記に記す留意事項を参考に部活動の休養日及び活動時間等を設定し、公表すること。

また、各部活動の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底すること。

※留意事項

- ア) 「ジュニア期におけるスポーツ活動に関する研究」（H29.12.18 公益財団法人日本体育協会）において、研究等が、競技レベルや活動場所を限定しているものではないことを踏まえた上で、「休養日を少なくとも1週間に1～2日設けること、さらに、週あたりの活動時間における上限は、16時間未満とすることが望ましい」ことが記されていること。
- イ) 地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期考查前後の一定期間等、各部共通、学校全体等の部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられること。
- ウ) 大会等が近い時期や長期休業中など、まとまった練習等の時間が必要となる場合には、それを妨げるものではないが、超過した活動日数や時間については、休養日や時間を他の日に振り替えること。
- エ) 長期休業中や定期テスト期間、オフシーズン等の期間を活用し、生徒がまとまった休養が取れるよう配慮すること。

6 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

（1）合同部活動等の生徒のニーズを踏まえた部の設置

ア 県教育委員会は、関係機関等と連携し、少子化に伴い、単一の学校では特定の競技や分野等の部を設けることができない場合に、生徒のスポーツや芸術文化等の活動の機会が損なわれることがないよう、複数校の生徒が拠点校の部活動に参加する等、合同部活動等の取組を推進するものとする。

イ 校長は、学校の状況を踏まえた上で、競技力や技能等の向上以外にも、女子や障害のある生徒等も含めて生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる部の設置等を検討すること。

ウ 具体的には、より多くの生徒の運動や芸術文化等の活動機会の創出が図られるよう、季節ごとに異なるスポーツを行う活動、競技や大会志向でなくレクリエーション志向で行う活動、体力つくりを目的とした活動、文化施設で芸術文化に触れる活動等、生徒が楽しく体を動かしたり、芸術文化等の活動に親しみだりする動機付けとなるものが考えられること。

（2）地域との連携等

ア 県教育委員会は、関係機関と連携し、今後、生徒のスポーツ環境や芸術文化等の活動に親しむ機会を充実させる観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体や芸術文化・社会教育関係団体等との連携、保護者の理解と協力、社会教育施設・文化施設や民間事業者の活用等による、学校と地域が共

に子どもを育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツや芸術文化等の活動のための環境整備を進め、展開していくものとする。

イ 校長は、学校と地域、保護者が共に子どもの健全な成長のための教育、スポーツや芸術文化等の活動のための環境の充実を支援するパートナーという考え方のもとで、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促すこと。

7 学校単位で参加する大会等の見直し

実態調査によると、各部活動が年間参加する大会等の数について、2割の学校が何らかの決まりを設定しており、7割の学校が校長の判断としているのに対し、それ以外の学校は、部活動顧問の裁量に任せられている状況がある。

校長は、部が参加する大会・試合、地域等からの要請により参加する行事・催し等の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会・試合等に参加することが、生徒や顧問の過度な負担とならないよう、部が参加する大会等を精査すること。

その上で部活動顧問は、3（1）に示す年間の計画において、その位置付けを明確にし、生徒や保護者に対して情報を提供すること。

8 終わりに

東京オリンピック・パラリンピック競技大会を控え、世の中のスポーツに関する環境は大きく変わろうとしている。指導者の考え方もスポーツを通じて人生の豊かさ、楽しさを味わわせる指導が求められる現在、一人でも多くの方がスポーツに親しむ社会の実現を目指し、生活の中に自然とスポーツが取り込まれる姿（生涯スポーツ）を目指していくなければならない。

また、平成29年6月に文化芸術振興基本法が改正され、新たに文化芸術基本法が成立し、「文化芸術立国」を目指すための様々な取組が進められつつある中で、文化部活動は生徒が生涯にわたって芸術文化等の活動に親しむ基礎を形成する意義を有するものである。同様に芸術文化以外の活動についても意義は大きい。文化部活動における多様な表現や鑑賞の活動等が豊かな心や創造性の涵養につながるものであることを踏まえ、本県においても、生徒が芸術文化等の活動に親しむ機会が今後とも確保されるよう文化部活動を取り巻く様々な課題に着実に取り組んでいく必要がある。

教育活動の一環である部活動は、高校生にとってスポーツ及び芸術文化等の活動の楽しさ、素晴らしさを学ぶのみならず、人間形成の面からも非常に重要な役割を果たしている。

本県においては、スポーツ及び文化等の分野で個性を伸ばす教育を推進し、「清流の国ぎふ」を担う人づくりを進めていかなければならない。

本ガイドラインを、単に部活動の制限ととらえるのではなく、あらためて部活動の価値を認識し、生徒一人一人がより楽しく、よりスポーツ及び芸術文化等の活動の価値を味わう部活動となる変革の一歩として活用されたい。

多様な教育が求められる高等学校において、「量」より「質」が求められる中、本ガイドラインを基本として、部活動においても「質」の向上に向け、各学校の中で十分議論を重ね、持続可能な部活動の在り方について検討し、適切に運用することを求める。